

# 標榜診療科名について（平成20年4月1日施行）

## （1）医業について

### 【単独の名称をもって診療科名とするもの】

内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科（産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科（放射線診断科、放射線治療科）、病理診断科、臨床検査科、救急科

### 【組み合わせにより診療科名とするもの】

| 政令、省令で定められた事項  | 単独名称   |
|--|--|
| (1) 人体の部位等の名称<br><b>頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳、脂質代謝</b> | 内科<br>外科   |
| (2) 患者の性別又は年齢を示す名称<br><b>男性、女性、小児、老人、周産期、新生児、児童、思春期、老年、高齢者</b>   | 精神科<br>アレルギー科<br>リウマチ科<br>小児科<br>皮膚科<br>泌尿器科<br>産婦人科<br>（産科、婦人科） |
| (3) 医学的処置のうち医学的知見等に照らし特定の領域を表す用語<br><b>整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療、疼痛緩和、漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア、ペインクリニック</b>           | 眼科<br>耳鼻いんこう科<br>リハビリテーション科<br>放射線科<br>（放射線診断科、放射線治療科）           |
| (4) 疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態の名称<br><b>感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患、性感染症、がん</b>  | 病理診断科<br>臨床検査科<br>救急科  |

+

### 《組み合わせのルール》

- ① 上記(1)から(4)までの事項を複数組み合わせることができる。  
 [例] 老人心療内科（「内科」と「(2)老人」と「(3)心療」との組み合わせ）
- ② 同じ分類に属する事項は、複数組み合わせることができない。  
 [例] 「外科」と「(2)老人」と「(2)小児」とを組み合わせると「老人小児外科」とすることはできないが、「外科（老人・小児）」又は「老人外科・小児外科」とすれば標榜可能
- ③ 不合理な組み合わせはできない。（省令で規定。下表参照）

| 診療科名    | 不合理な組み合わせとなる事項  |
|---------|---|
| 内科      | 整形、形成   |
| 外科      | 心療  |
| アレルギー科  | アレルギー疾患   |
| 小児科     | 小児、老人、老年、高齢者  |
| 皮膚科     | 呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳                 |
| 泌尿器科    | 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳 |
| 産婦人科    | 男性、小児、児童  |
| 眼科      | 胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓    |
| 耳鼻いんこう科 | 胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓                            |

## (2) 歯科医業について

【単独の名称をもって診療科名とするもの】

歯科

【組み合わせにより診療科名とするもの】

| 政令で定められた事項（現時点で省令の定めなし）              |         | + | 単独名称 |
|--------------------------------------|---------|---|------|
| (1) 患者の年齢を示す名称                       | 小児      |   | 歯 科  |
| (2) 歯科医学的処置のうち歯科医学的知見等に照らし特定の領域を表す用語 | 矯正、口腔外科 |   |      |

《組み合わせのルール》

- ① 上記(1)及び(2)の事項を複数組み合わせることができる。
- ② 同じ分類に属する事項は、複数組み合わせることができない。
- ③ 不合理な組み合わせはできない。（省令で規定。現時点で規定なし）

## (3) 経過措置について

以下に掲げる改正前の医療法施行令に規定する診療科名については、施行期日（平成20年4月1日）以降単独の診療科名として広告することはできなくなるが、施行期日前に広告しているものについては、引き続き広告することができる。

→ 神経科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、気管食道科